

知的障害者生活介護型施設

横浜市つたのは学園

指定管理者 募集要項

平成19年12月

横 浜 市

<目次>

1	指定管理者制度の趣旨 .....	P 1
2	公募の概要 .....	P 1
	(1) 施設	
	(2) 指定期間	
	(3) 公募の主催者	
	(4) 選定方法	
	(5) 公募及び選定等のスケジュール	
	ア 募集要項の配布	
	イ 公募説明会	
	ウ 質問の受付	
	エ 質問の回答	
	オ 応募の受付	
	カ ヒアリングの実施	
	キ 指定管理者の選定	
	ク 仮協定の締結	
	ケ 指定管理者の指定	
	コ 協定の締結	
3	応募に関する事項 .....	P 3
	(1) 応募資格	
	(2) 応募書類	
	(3) 留意事項	
4	指定管理者の選定 .....	P 5
	(1) 選定委員会	
	(2) 選定基準	
	(3) 選定結果等の公表	
5	指定管理者が行う業務の範囲 .....	P 5
6	自主事業として行うことが可能な事業 .....	P 5
7	引継業務等 .....	P 5
8	運営経費 .....	P 6
9	協定の締結 .....	P 6
10	法令等の遵守 .....	P 7
11	留意事項 .....	P 7
	(1) 人権への配慮	
	(2) 個人情報の保護	
	(3) 事故への対応・損害賠償	
	(4) 管理運営状況の公開	
	(5) 環境への配慮	
	(6) 公租公課	

12 指定管理者の指定の取消等 .....	P 8
(1) 実績の評価等	
(2) 指定の取消等	
13 その他 .....	P 8
(1) 事業の継続が困難になった場合の措置	
(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	
選定基準 .....	P 10
参考資料 .....	P 11
・平成 19 年度予算、平成 18 年度決算、主な事業実績	
「事業概要」は、別冊となっています。	
様式一覧 .....	P 12

「業務の基準」は、別冊となっています。

## 1 指定管理者制度の趣旨

平成 15 年 6 月の地方自治法一部改正（同年 9 月施行）により、従来公共団体等に限られていた公の施設の管理運営主体が、広く民間事業者にも委ねることができるようになりました。この「指定管理者制度」は、公の施設の管理を民間事業者にも拡大し、その能力を活用することで、サービスの向上と経費削減等を図ることを目的とするものです。

### 地方自治法第 244 条の 2（抜粋）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

## 2 公募の概要

### (1) 施設

知的障害者生活介護型施設 横浜市つたのは学園

以下「つたのは学園」といいます。

### (2) 指定期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

### (3) 公募の主催者

横浜市健康福祉局長 上野 和夫

### (4) 選定方法

学識経験者、保護者の代表及び行政機関関係者等により構成する「横浜市知的障害者生活介護型施設指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類審査及びヒアリング等を実施し、応募団体の中からつたのは学園の設置の目的を最も効果的に達成できると認められる団体を選定します。

### (5) 公募及び選定等のスケジュール

項目	時期	備考
ア 募集要項の配布	平成19年12月17日 ～平成20年1月25日	
イ 公募説明会	12月25日	施設見学会を併せて開催
ウ 質問の受付	12月26日 ～平成20年1月9日	ただし、12月29日から1月3日までを除く
エ 質問の回答	1月15日	
オ 応募の受付	1月22日～1月25日	応募書類の提出受付
カ ヒアリングの実施	2月上旬～中旬(予定)	選定委員会によるヒアリング
キ 指定管理者の選定	2月下旬(予定)	
ク 仮協定の締結	3月上旬(予定)	
ケ 指定管理者の指定	7月上旬(予定)	
コ 協定の締結	平成21年4月1日	

このスケジュールは、選定の進捗状況等により変更となる場合があります。

## ア 募集要項の配布

平成 19 年 12 月 17 日（月）から平成 20 年 1 月 25 日（金）までの間、市庁舎 7 階健康福祉局障害支援課障害支援係で募集要項を配布します（土・日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。正午から午後 1 時までを除く）。なお、募集要項は健康福祉局ホームページにも掲載します。

健康福祉局ホームページ（健康福祉局指定管理者制度関連情報）

[http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shitei\\_kanri/index.html](http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shitei_kanri/index.html)

（横浜市ホームページから検索することもできます。<http://www.city.yokohama.jp/>）

## イ 公募説明会

公募に関する説明会を次のとおり開催します。参加を希望される団体は、「公募説明会参加申込書」（様式 1）を健康福祉局障害支援課障害支援係まで E メールで提出してください。

(ア) 開催日時 平成 19 年 12 月 25 日（火） 午後 2 時から午後 3 時まで

(イ) 会場 横浜市長津田地区センター 2 階中会議室

(ウ) 施設見学会 説明会終了後、つたのは学園の施設見学会を開催します。

(エ) 申込期限 平成 19 年 12 月 20 日（木）午後 3 時まで

(オ) 申込先 [kf-tsutanohakoubo@city.yokohama.jp](mailto:kf-tsutanohakoubo@city.yokohama.jp)

(カ) その他 公募説明会参加申込書の着信を確認後、申込確認の E メールを返信します。申込確認の E メールが 12 月 21 日（金）午後 5 時までに届かない場合は、お手数ですが、健康福祉局障害支援課障害支援係（電話 0 4 5 - 6 7 1 - 2 3 9 1）まで電話で確認をお願いします。

## ウ 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間 平成 19 年 12 月 26 日（水）から平成 20 年 1 月 9 日（水）まで（12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）

(イ) 受付方法 「質問書」（様式 2）を健康福祉局障害支援課障害支援係まで E メールで提出してください。

(ウ) 送付先 [kf-tsutanohakoubo@city.yokohama.jp](mailto:kf-tsutanohakoubo@city.yokohama.jp)

(エ) その他 質問書の着信を確認後、受付確認の E メールを返信します。受付確認の E メールが 1 月 10 日（木）午後 5 時までに届かない場合は、お手数ですが、健康福祉局障害支援課障害支援係（電話 0 4 5 - 6 7 1 - 2 3 9 1）まで電話で確認をお願いします。

## エ 質問の回答

上記ウで受け付けた質問の回答は、1 月 15 日（火）までに健康福祉局ホームページに掲載します。なお、健康福祉局ホームページに質問及びその回答を掲載することが適当でないと判断されるものについては、質問を提出した団体のみに E メールで回答を送付することがあります。

## オ 応募の受付

応募書類の受付を次のとおり行います。

(ア) 受付期間 平成 20 年 1 月 22 日（火）から 1 月 25 日（金）まで（午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。正午から午後 1 時までを除く）

(イ) 受付場所 市庁舎 7 階健康福祉局障害支援課障害支援係

(ウ) 受付方法 応募書類一式をご持参ください。提出すべき応募書類については、3ページの「3(2) 応募書類」を参照してください。

(エ) 応募資格 3ページの「3(1) 応募資格」を参照してください。

#### カ ヒアリングの実施

平成20年2月上旬から中旬までの選定委員会が指定する日に、応募書類の内容等をもとにヒアリングを行います。詳細については、各応募団体に通知しますのでご出席ください。

#### キ 指定管理者の選定

選定委員会において書類審査及びヒアリング等の結果をもとに、応募団体の中からつたのは学園の設置の目的を最も効果的に達成することができるかと認められる団体を選定します。

選定時期は平成20年2月下旬を予定しています。選定の結果は、速やかに各応募団体に通知します。

#### ク 仮協定の締結

仮協定を締結する必要があると横浜市が判断した場合は、平成20年3月上旬(予定)に、指定管理者に選定された団体と横浜市の間で、正式な協定を締結するまでの間の仮協定を締結します。

#### ケ 指定管理者の指定

平成20年第2回市会定例会において、指定管理者の指定について承認を得た後、平成20年7月上旬に、つたのは学園の指定管理者として正式に決定し、指定を行う予定です。

#### コ 協定の締結

平成21年4月1日付で指定管理者と横浜市との間でつたのは学園の管理運営に関する協定を締結し、指定管理者による管理運営を開始します。協定の内容については、6ページ「9 協定の締結」を参照してください。

### 3 応募に関する事項

#### (1) 応募資格

横浜市知的障害者生活介護型施設条例(平成15年3月横浜市条例第16号)第6条第2項の規定に基づき、「社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人」とします。

なお、次に該当する法人は、応募することができません。

- ・法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している法人
- ・指定管理者の指定の取消しを受けた法人
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又はその構成員の統制下にある法人

#### (2) 応募書類

応募書類は次のとおりです。各1部ずつ遺漏のないよう提出してください。

- ア 指定申請書(横浜市知的障害者生活介護型施設条例施行規則第1号様式)
- イ 法人の概要(様式4)
- ウ 研修に関する実績・計画書(様式5)
- エ 知的障害者を対象とした生活介護事業等の運営実績(様式6)
- オ 事業計画書(様式7-1、様式7-2、様式7-3)
- カ 収支計画書(様式8-1)

- キ 収支計画書内訳（様式 8 - 2）
- ク 定款
- ケ 法人の登記事項証明書
- コ 役員名簿（様式 9）
- サ 評議員名簿
- シ 法人の組織図
- ス 法人の平成 19 年度の収支予算書及び事業計画書
- セ 法人の平成 18 年度の収支計算書及び事業報告書
- ソ 平成 17 年度及び平成 18 年度分の監査結果に関する書類
- タ 平成 16 年度から平成 19 年度までに受審した福祉サービス第三者評価の結果に関する書類  
（当該期間内において第三者評価を受審していない場合は、提出は不要です）

### (3) 留意事項

#### ア 接触の禁止

選定委員会委員、横浜市職員その他公募の関係者に対して、選定の内容に関する接触を禁じます。接触の事実が認められたときは、失格となる場合があります。

#### イ 重複申請の禁止

応募は 1 団体につき 1 件とします。1 団体が複数の応募をすることはできません。

#### ウ 応募書類の変更等の禁止

提出した応募書類の内容の変更、書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

#### エ 虚偽の記載をした場合の失格

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

#### オ 暴力団に関する応募資格の確認

応募資格の「暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）又はその構成員の統制下にある法人」でないことを確認するため、応募書類の「役員名簿」（様式 9）により神奈川県警察本部に対して照会をします。

なお、照会の結果、「暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）又はその構成員の統制下にある法人」であると判明した場合は失格とします。

#### カ 応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

なお、応募書類は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）の対象となります。また、応募書類の著作権は作成した団体に所属しますが、応募書類の内容は横浜市が公表できるものとします。

#### キ 応募の取り下げ

応募書類の提出後、応募を取り下げる場合は、速やかに「申請取下書」（様式 3）を健康福祉局障害支援課障害支援係まで提出してください。

#### ク 応募に関する経費負担

応募に関して必要となる経費は、各応募団体の負担とします。

#### 4 指定管理者の選定

##### (1) 選定委員会

###### ア 選定委員会の役割

書類審査及びヒアリング等を実施し、応募団体の中からつたのは学園の設置の目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を選定します。

なお、指定管理者は、選定委員会による選定後、横浜市議会の承認を経て横浜市長が指定することによりはじめてつたのは学園の管理運営主体として正式に決定されるものです。

###### イ 選定委員

大溝 茂	桜美林大学健康福祉学群教授
金井 英孝	横浜市緑区福祉保健センター長
沼尾 雅徳	弁護士
芳賀 宏江	横浜市健康福祉局副局長
矢部 美智子	横浜市つたのは学園家族会代表

(敬称略・五十音順)

###### ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

##### (2) 選定基準

選定委員会は、10ページの選定基準に基づき選定を行います。

##### (3) 選定結果等の公表

選定委員会における選定の経過及び結果は、健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。公表の具体的な範囲及び内容は、横浜市が検討の上決定します。

#### 5 指定管理者が行う業務の範囲

横浜市知的障害者生活介護型施設条例第6条第1項の規定に基づき、指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりです。詳細は、別冊「業務の基準」を参照してください。

- (1) つたのは学園の利用の承認に関すること。
- (2) 横浜市知的障害者生活介護型施設条例第2条第1項に規定する事業の実施に関すること。
- (3) つたのは学園の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他横浜市長が定める業務

#### 6 自主事業として行うことが可能な事業

指定管理者は、指定管理者が行わなければならない「業務の基準」に基づく業務以外に、横浜市の承認を得た上で、つたのは学園の設置の目的に沿った自主事業を行うことができます。自主事業による事業収入は原則として指定管理者の収入となります。

#### 7 引継業務等

指定管理者は、つたのは学園の管理運営を円滑に開始するために、管理運営を開始するまでの間に十分な準備を行うとともに、横浜市から引継を受けるものとします。

管理運営を開始するための準備経費及び引継に要する経費については、応募の際に提出された事業計画書の内容をもとに、横浜市予算の範囲内で、横浜市が指定管理者に支払います。なお、支払額や支払時期の詳細については、指定管理者との協議の上定めます。

## 8 運営経費

管理運営に要する経費は、応募の際に提出された事業計画書及び収支計画書等の内容をもとに、年度ごとに横浜市予算の範囲内で、原則として四半期ごとに横浜市が指定管理者に支払います。つたのは学園については、利用料金制度を導入しますので、指定管理料の額は、利用料金目標設定額を差し引いた額となります。なお、利用料金は障害者自立支援法に基づく生活介護事業に係る介護給付費収入及び特定費用収入です。

また、横浜市が管理運営に要する経費として支払った指定管理料のうち、人件費及び扶助費については、実績や利用者数に応じた精算（戻入の取扱い）を行う予定です。なお、支払額、支払時期、支払方法、精算方法等の詳細は協定で定めます。

指定管理料の預金利息、実習生等の受入れに伴う謝金、及び横浜市が認めた自主事業による事業収入等は指定管理者の収入とします。詳細は協定で定めます。

## 9 協定の締結

### (1) 協定の趣旨

応募の際に提出された事業計画書及び収支計画書等をもとに、指定管理者と横浜市との間で、指定管理者が行わなければならない業務、横浜市が支払うべき経費等、つたのは学園の管理運営に関する詳細を基本協定書にまとめ、両者で締結します。なお、横浜市が指定管理者に支払う指定管理料の額、支払時期及び精算方法等の詳細については、年度協定書にまとめ、年度ごとに両者で締結します。

### (2) 協定内容

#### ア 基本協定書

- (ア) 指定管理者が行う業務に関する事項
- (イ) 横浜市が負担する経費に関する事項
- (ウ) 物品の所有権の帰属に関する事項
- (エ) 個人情報保護に関する事項等、留意すべき事項
- (オ) 指定管理者の指定の取消しに関する事項
- (カ) その他横浜市が必要と認める事項

#### イ 年度協定書

- (ア) 当該年度に支払う指定管理料の額
- (イ) 支払時期及び支払額
- (ウ) 指定管理料の精算方法

### (3) 協定の締結時期

基本協定書については平成 21 年 4 月 1 日付、年度協定書については各年度の 4 月 1 日付で締結します。

## 10 法令等の遵守

業務を行うにあたって、関連する法令等がある場合は、それらを遵守するものとします。

主な関連法令等は次のとおりです。法令等に改正があった場合は、改正後の内容によるものとします。

[主な関連法令等]

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成 15 年 3 月横浜市条例第 16 号）
- ・ 横浜市知的障害者生活介護型施設条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 39 号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）
- ・ 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）
- ・ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）
- ・ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
- ・ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ・ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）

## 11 留意事項

指定管理者は特に次の点に留意してください。

### (1) 人権への配慮

指定管理者は、市民等がつたのは学園を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはなりません。利用者等の人権に十分配慮した管理運営をお願いします。

地方自治法第 244 条（抜粋）

- 2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

### (2) 個人情報の保護

平成 17 年 4 月 1 日から個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）が施行され、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）も全部改正されました。指定管理者は、個人情報の取扱いに十分注意するとともに、職員に対して必要な研修を行うなど、適切な対応を行う必要があります。

### (3) 事故への対応・損害賠償

ア 指定管理者の責に帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。

イ つたのは学園において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。

ウ 横浜市と協議の上、損害賠償責任保険に加入する必要があると認められる場合には、保険に加入しなければなりません。

(4) 管理運営状況の公開

つたのは学園の管理運営状況を明らかにするため、指定管理者が年度ごとに作成した事業報告書等の内容は、原則として公開します。

(5) 環境への配慮

つたのは学園から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、「市役所ごみゼロ」の取組を推進してください。また、冷暖房の温度設定を適切に行うなど、節電や節水の取組等を推進してください。

(6) 公租公課

指定管理者については、法人市民税、事業所税等の納税義務を負う場合があります。市税については区役所税務課、国税については税務署、県税については県税事務所にお問い合わせください。

12 指定管理者の指定の取消等

(1) 実績の評価等

横浜市は、指定管理者の業務が業務の基準を満たしていることなどを確認するため、実績評価を適宜行います。その結果、業務の基準を満たしていないことが明らかとなった場合は、横浜市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示または是正勧告を行います。

(2) 指定の取消等

指定管理者が業務の是正勧告等に従わない場合等、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務を継続することが適当でないと認められるときは、横浜市はその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、指定が取り消された場合においても、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継を行うものとします。

地方自治法第 244 条の 2（抜粋）

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

13 その他

(1) 事業の継続が困難になった場合の措置

不可抗力等、指定管理者及び横浜市双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

なお、一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ事前に書面で通知することにより、協定を解除することができるものとします。また、この場合においても、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく、管理運営を行うことができるよう、必要な引継を行うものとします。

(2) 協定の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのないことが生じた場合は、指定管理者と横浜市は誠意を持って協議するものとします。

(担当)

横浜市健康福祉局障害支援課障害支援係

電話 045(671)2391

FAX 045(671)3566

Eメール [kf-tsutanohakoubo@city.yokohama.jp](mailto:kf-tsutanohakoubo@city.yokohama.jp)